

物 件 仕 様 書

1 入札に付する物件及び貸付期間

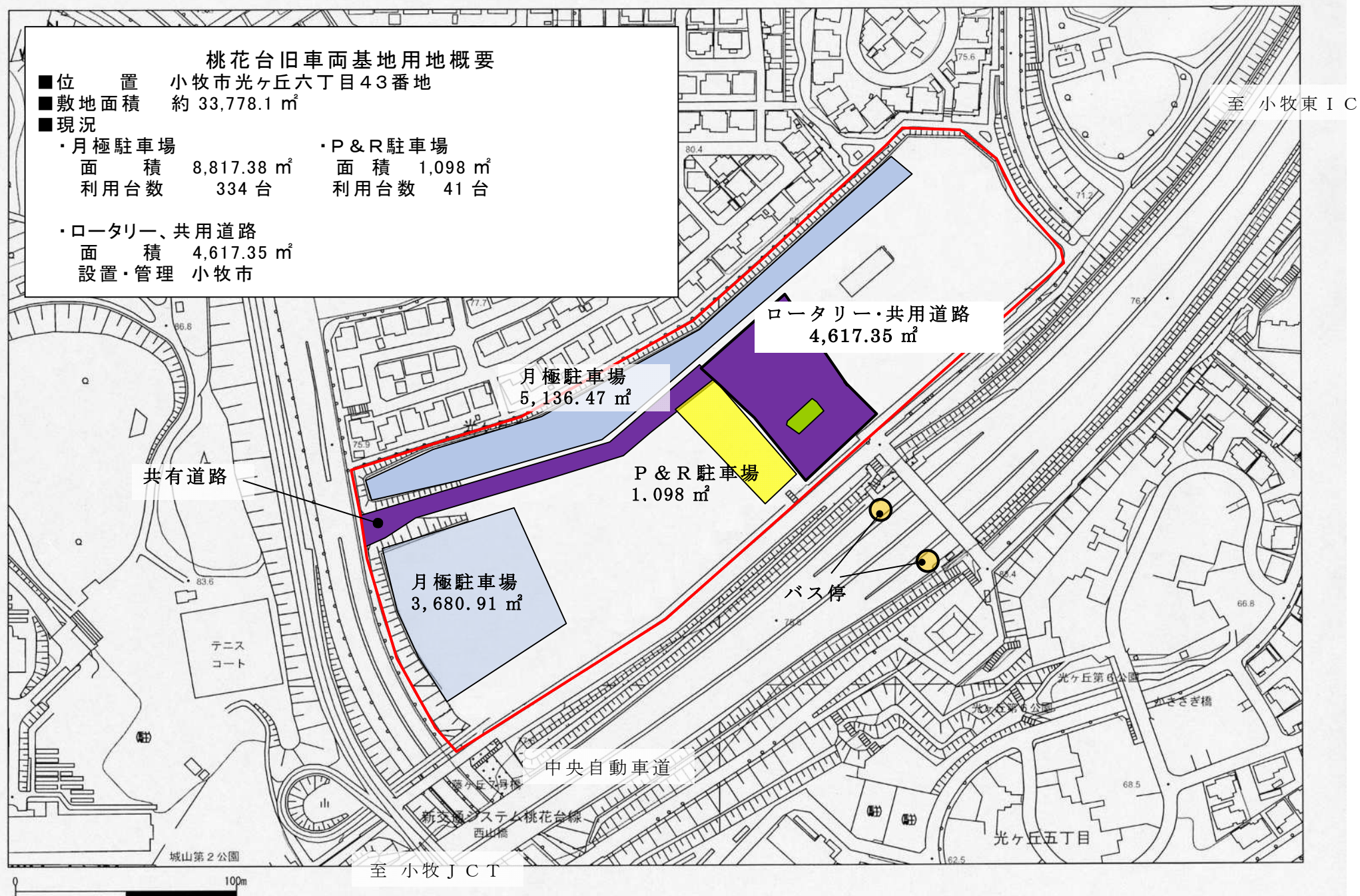
所 在 地 番	土 地			貸付期間
	地 目	用途・規模	貸付面積	
小牧市光ヶ丘六丁目４３番の一部 (愛知県及び小牧市共有地)	宅 地	月極駐車場 利用台数 334 台	8817.38 m ²	令和 8 年 4 月 1 日～ 令和 10 年 3 月 31 日
	宅 地	パーク＆ライド 駐車場 利用台数 41 台	1098.00 m ²	令和 8 年 4 月 1 日～ 令和 10 年 3 月 31 日

2 貸付条件

- (1) 既存の駐車場契約者に不利益が発生しないように配慮すること。
- (2) 駐車場の整備（料金収受施設等関連施設含む）は事業者において行うこと。
また、光熱水設備が必要な場合は、自ら各供給業者から直接供給を受けること。
- (3) 月極駐車場は現台数 334 台以上、P & R 駐車場は 41 台以上のスペースを確保すること。
- (4) 前契約事業者と調整の上、間断なく駐車場の運営管理を開始すること。
- (5) 月極駐車場の利用料は、月額 6 千円（税込み）以下とすること。また、パーク＆ライド駐車場の料金は、1 時間あたり 100 円（税込み）、24 時間最大 500 円（税込み）以下とすること。
- (6) 駐車場及び送迎用ロータリー利用者が安全に通行できるよう、安全対策を行うこと。
- (7) 月極駐車場については契約台数を、P & R 駐車場については利用台数及び売上を月ごとに下記様式により翌月 15 日までに報告すること。

令和 年 月実績	契約台数、利用台数（台）	売 上（円）
月 極 駐 車 場		—
P & R 駐車場		

- (8) 貸付スペース内の美化に努めること。甲及び乙から指摘があった場合にはすみやかに措置を講じること。
- (9) 「公有財産有償貸付契約書」第 4 条に規定する貸付期間が満了したとき、又は第 18 条、第 19 条、第 21 条及び第 23 条の規定により契約が終了したときの原状回復については、甲及び乙と事前に協議すること。



現在設置されている県有でない工作物

設置箇所	種類	工作物	個数
パーク&ライド箇所 (令和 8 年 3 月 31 日まで)	精算機関連	駐車券発行機	一式
		自動精算機	一式
		カーゲート (入口)	一式
		カーゲート (出口)	一式
		予備バー	一式
		出庫警報灯	一式
		テント	一式
		ループコイル	一式
		アイランド	一式
	整備工事関連	路盤文字	一式
		車室ライン	41 台分
		車止め	41 台分
		U 字バリカ	2 本
		樹脂ポール	5 本
		フェンス	一式
	看板関連	行灯	一式
		案内看板	一式
		発行機まわり L 型	一式
		精算機まわり L 型	一式
		注意看板	一式
		歩行者出入口表示パネル	2 枚
	電気関連	分電盤	一式
		遠隔監視 BOX	一式
		照明ポール	4 本
月極箇所 (令和 8 年 3 月 31 日まで)	看板関連	案内看板	2 枚
	整備工事関連	樹脂ポール	一式

※ 上記工作物については、原則、期日までに撤去を行う契約ですが、残置できる工作物もありますので、契約後に現契約者を交えて協議いたします。